

国立大学法人東京医科歯科大学国際機関等に 派遣される職員に関する規則

平成16年 4月 1日
規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される者の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 学長は、条約その他国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員を派遣することができる。

- (1) 我が国が加盟している国際機関
- (2) 外国政府の機関
- (3) 前2号に準ずる機関で、別に定めるもの

2 学長は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(派遣職員の身分)

第3条 前条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第4条 学長は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなったときは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の給与等の取扱い)

第5条 派遣職員に係る給与等の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

(派遣職員に対する旅費の支給)

第6条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国立大学法人東京医科歯科大学職員旅費規則（平成16年規則第68号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第7条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、学内職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(実施規定)

第8条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。